

「GREEN×EXPO 2027 会場内の催事場等における催事の企画・運営業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「GREEN×EXPO 2027 会場内の催事場等における催事の企画・運営業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務の実施方針及び業務工程
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) 企業としての取組
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
- (2) 業務の実施体制と業務内容の理解
 - ア 業務実施体制
 - イ 事業趣旨の理解度
- (3) 業務に関する具体的な提案
 - ア 横浜の魅力×グリーンの要素
 - イ GREEN×EXPO 2027 の趣旨に基づく「グリーン」の要素
 - ウ 来場誘因に向けた工夫
 - エ 同時期に開催される会場内外イベントとの連携
 - オ 事業終了後の具体的な行動変容に繋げる工夫

(4) 企画内容の実現性・優良度

ア 提案内容の実現性

イ 提案内容の優良度

(5) 企業としての取組

ワーク・ライフ・バランスに関する取組等

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) ヒアリング

(3) 評価の集計及び報告

- 2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、その他委員は次のとおりとする。

委員長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 戰略企画部長

副委員長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 技術監理課長

委員 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進部長

GREEN×EXPO推進課担当課長

にぎわいスポーツ文化局

にぎわい創出戦略課担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

- 5 委員長は、評価結果を脱炭素・GREEN×EXPO推進局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年2月3日から施行する。